

藤枝市まちなか空き家・空き地バンク利用の流れ

(都市建設部 住まい戦略課)

■藤枝市が取り扱う空き家・空き地バンクへの登録が可能な物件の条件

【空き家】

- ・所有者等が自己の居住又は貸出を目的として建築又は取得した住宅（昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は工事中であった建築物にあっては、耐震補強工事を実施したもの又は実施予定のものに限る。）のうち、人が現に居住していない住宅（その敷地及び工作物を含む。）又は近日中に居住しなくなる予定の住宅

【空き地】

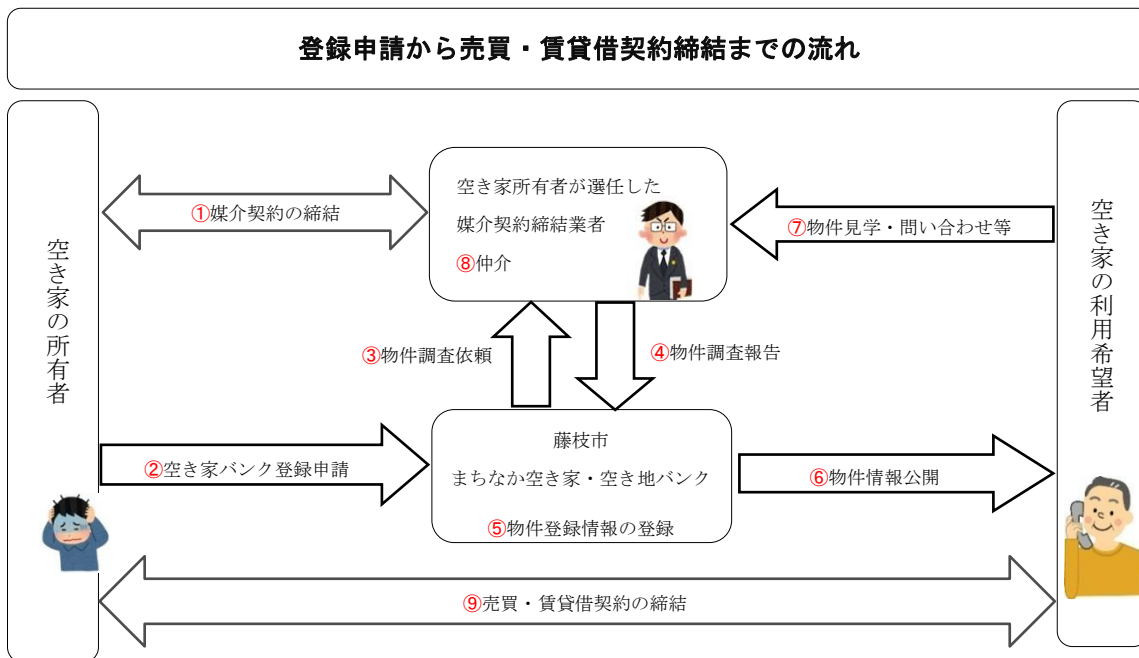
- ・個人又は法人が所有する市内の土地で、法令上住宅を建築するための土地として認められている、現に使用されていない又は近日中に使用しなくなる予定のもののうち良好な管理状況にある更地

【空き家・空き地共通】

- ・不動産事業者と媒介契約（一般・専任・専属専任）を締結しているもの
- ・差押えを受けていないもの
- ・不動産の売買等について利害関係人の同意が得られているもの

※藤枝市内で中山間地域を除く地域にある物件が対象です。中山間地域に該当する場合には中山間地域活性化推進課の所管する中山間地域空き家・空き地バンクへの登録となります。

■藤枝市が取り扱う空き家・空き地バンクへの登録



【事業の流れ】

- ①空き家・空き地所有者（以下「所有者」という。）と不動産事業者が媒介契約を締結する。
- ②所有者が藤枝市に空き家バンク登録申請を行う。
- ③藤枝市が媒介契約締結業者へ物件調査を依頼する。
- ④媒介契約締結業者が藤枝市へ物件調査報告を行う。
- ⑤藤枝市が物件情報を空き家バンクに登録する。
- ⑥藤枝市が物件情報を公開する。
- ⑦物件情報を得た利活用希望者が媒介契約締結業者へ見学等の問合せを行う。
- ⑧媒介契約締結業者は物件の売買・賃貸について仲介する。
- ⑨所有者と利活用希望者との間で売買・賃貸借契約を締結する。